**法令の改正に伴う新旧対照表**

令和６年４月１日現在

この追録は、本研修テキストを改訂した2018年（平成30年）３月以降

に改正があった法令の新旧対照を登載しています。

　　改正があった部分のみを登載していますので、全文を見る場合は、法

令名で検索してください。

**追録した法令名**

**１　建築物衛生**

（１）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

（２）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

**２　水道**

1. 水道法
2. 水道法施行規則

**３　労働安全**

1. 労働安全衛生規則
2. 酸素欠乏症等防止規則

（お断り）

自治体の条例の追録は、今回の追録に掲載していません。

申し訳ありませんが、該当の自治体のホームページを閲覧又は問い合わせてください。

**１ 建築物衛生**

**（１）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令**（昭和四十五年十月十二日政令第三百四号）（抄）　　　　　　　　　　　　　　最終改正：令和三年一二月二四日政令第三百四十七号

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| **（建築物環境衛生管理基準）**  **第二条**　法第四条第一項の政令で定める基準は、次の  とおりとする。  **一**　空気環境の調整は、次に掲げるところによること。  **イ**　（略）   |  |  | | --- | --- | | 一　浮遊粉じんの量 | 空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下 | | 二　一酸化炭素の含有率 | 百万分の六以下 | | 三　二酸化炭素の含有率 | 百万分の千以下 | | 四　温度 | 一　十八度以上二十八度以下  二　居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 | | 五　相対湿度 | 四十パーセント以上七十パーセント以下 | | 六　気流 | 〇・五メートル毎秒以下 | | 七　ホルムアルデヒドの量 | 空気一立方メートルにつき〇・一ミリグラム以下 |   **ロ**　（略）  **ハ**（略）  **二**　（略）  **三**（略）  **附　則**　（令和三年十二月二十四日政令第三百四十七号）  **（施行期日）**  この政令は、令和四年四月一日から施行する。 | **（建築物環境衛生管理基準）**  **第二条**法第四条第一項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。  **一**空気環境の調整は、次に掲げるところによること。  **イ**空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。   |  |  | | --- | --- | | 一　浮遊粉じんの量 | 空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下 | | 二　一酸化炭素の含有率 | 百万分の十以下 | | 三　二酸化炭素の含有率 | 百万分の千以下 | | 四　温度 | 一　十七度以上二十八度以下  二　居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 | | 五　相対湿度 | 四十パーセント以上七十パーセント以下 | | 六　気流 | 〇・五メートル毎秒以下 | | 七　ホルムアルデヒドの量 | 空気一立方メートルにつき〇・一ミリグラム以下 |   **ロ**機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。  **ハ** イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。  **ニ**　空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。  **二**　給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。  **イ**　給水に関する設備（水道法 （昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項 に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。  **ロ** 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。  **ハ**　排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。  **三**　清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。  **イ**　厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。  **ロ**　厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。 |

**（２）****建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則**（昭和四十六年一月二十一日厚生省令第二号）（抄）　　最終改正：令和五年十二月二十七日厚生労働省令第百六十五号

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| **（建築物環境衛生管理技術者の選任）**  **第五条** 特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。  **２** 特定建築物所有者等は、前項の規定による選任  を行う場合において、選任しようとする者が同時  に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術  者を兼ねることとなるときには、当該二以上の特  定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつても  その業務の遂行に支障がないことを確認しなけれ  ばならない。  **３** 前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。  **４** 特定建築物所有者等は、第二項（前項において準用する場合を含む。第二十条第一項第三号において同じ。）の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定 建築物維持管理権原者の意見を聴かなければらない。  **（帳簿書類）**  **第二十条**　特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。  **一**　（略）  **二**　（略）  **三**　第五条第二項の規定による確認の結果（同条第四項の規定による意見の聴取を行つた場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面  **四**　その他当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類    **附　則**　（令和三年十二月二十四日厚生労働省令第百九十九号）  **（施行期日）**  この省令は、令和四年四月一日から施行する。 | **（建築物環境衛生管理技術者の選任）**  **第五条** 特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。  **２**　前項の選任を行なうに当たつては、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。 　ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。  **（帳簿書類）**  **第二十条**　特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。  **一**　空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類  **二**　当該特定建築物の平面図及び断面図並びに当該特定建築物の維持管理に関する設備の配置及び系統を明らかにした図面 |

**２　水　道**

**（１）水道法（昭和三十二年六月一五日法律第百七十七号）**（抄）

最終改正：令和五年法律第三十六号

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| **第一章　総則**  **（水質基準）**  **第四条**（略）  **２**　前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。  **第三章　水道事業**  **第二節　業務**  **（供給規程）**  **第十四条**　（略）  **２**　前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。  **一**料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。  **二**　料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。  **三**（略）  **四**（略）  **五**　（略）  **３**　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。  **４**　（略）  **５**　水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  **６**　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。  **７**国土交通大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。  **（衛生上の措置）**  **第二十二条**水道事業者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。  **第六章　簡易専用水道**  **第三十四条の二**　簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。  **２**　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。  **（意見聴取等）**  **第四十五条の四**　国土交通大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。  **一**　第五条第四項の規定、第七条第一項若しくは第五項第八号若しくは第八条第二項の規定（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第十三条第一項の規定（第三十一条又は第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項若しくは第五項第七号若しくは第二十八条第二項の規定（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第三十三条第一項若しくは第四項第八号の規定（これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二の規定に規定する国土交通省令の制定又は改廃  **二**　基本方針の策定又は変更  **三**　第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可  **四**　第五十条第三項において準用する第三十三条第五項の規定による通知  **２**　環境大臣は、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。  **３**　国土交通大臣は、第十条第三項、第十三条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第三項の規定による届出又は国の設置する専用水道に係る第三十四条第一項において準用する第十三条第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その内容を環境大臣に通知するものとする。  **４**　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。  **５**　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。  **一**　第一項第一号又は第二号に掲げる行為  **二**　水道事業若しくは水道用水供給事業又は国の設置する専用水道に係る第三十六条第一項の規定による指示、同条第二項の規定による勧告、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは立入検査  **三**　国の設置する簡易専用水道に係る第三十六条第三項の規定による指示、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第三項の規定による報告の徴収若しくは立入検査  **（国土交通大臣と環境大臣の連携）**  **第四十五条の五**　国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。  **附　則**  **（施行期日）**  **第一条**　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。（略） | **第一章　総則**  **（水質基準）**  **第四条** 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。  **一**病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。  **二**シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。  **三**銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。  **四**異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。  **五**異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。  **六**外観は、ほとんど無色透明であること。  **２**前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める**。**  **第三章　水道事業**  **第二節　業務**  **（供給規程）**  **第十四条** 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。  **２**　前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。  **一**　料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。  **二**　料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。  **三**　水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。  **四**　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。  **五**　貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。  **３**　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。  **４**　水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。  **５**　水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。  **６**　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。  **７**　厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。  **（衛生上の措置）**  **第二十二条**水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。  **第六章　簡易専用水道**  **第三十四条の二** 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。  **２**簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 |

**（2）水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）（抄）**

**最終改正：令和六年国土交通省・環境省令第三号**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| **（衛生上必要な措置）**  **第十七条**（略）  **２**前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環境大臣が定める。  **第四章　簡易専用水道**  **（管理基準）**  **第五十五条**　法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。  一　（略）  二　（略）  三　（略）  四　（略）  **附　則**  **（施行期日）**  **第一条**　この省令は、令和六年四月一日から施行する。 | **（衛生上必要な措置）**  **第十七条**（略）  **２**前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。  **第四章　簡易専用水道**  **（管理基準）**  **第五十五条**　法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。  一　水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。  二　水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。  三　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。  四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 |

**３　労働安全**

**（１）労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）（抄）**

最終改正： 令和五年十二月二十七日厚生労働省令第二十二号

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| **第一編　通則**  **第四章　安全教育**  **（特別教育を必要とする業務）**  **第三十六条**法第五十九条第三項の厚生労働省令で  定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。  **四**（略）  **四十一**高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第百三十条の五第一項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）  **第二編　安全基準**  **第九章　墜落、飛来崩壊等による危険の防止**  **第一節　墜落等による危険の防止**  **（作業床の設置等）**  **第五百十八条**（略）  **２**事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。  **第五百十九条**（略）  **２**事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。  **第五百二十条**　労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。  **（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）**  **第五百二十一条**事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。  **２**事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。  **第三編 衛生基準**  **第二章　保護具等**  **（皮膚障害等防止用の保護具）**  **第五百九十四条**　（略）  **第五百九十四条の二**　事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。  **２**事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨周知させなければならない。  **第五百九十四条の三**　事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。  **２**　事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具について、これらを使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。  **附　則**　（令和五年十二月二十七日厚生労働省令第二十二号）  この省令は、令和六年四月一日から施行する。 | **第一編　通則**  **第四章　安全教育**  **（特別教育を必要とする業務）**  **第三十六条**法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。  **四**高圧（直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては六百ボルトを超え、七千ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（七千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務（次号に掲げる業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務  **第二編　安全基準**  **第九章　墜落、飛来崩壊等による危険の防止**  **第一節　墜落等による危険の防止**  **（作業床の設置等）**  **第五百十八条**事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。  **２**事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。  **第五百十九条**事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。  **２**事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。  **第五百二十条**　労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。  **（安全帯等の取付設備等）**  **第五百二十一条**事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。  **２**事業者は、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。  **第三編 衛生基準**  **第二章　保護具等**  **（皮膚障害等防止用の保護具）**  **第五百九十四条**　事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。  **２**　事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。  **第五百九十四条の二**　事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。  **２**　事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具について、これらを使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。 |

**（２）酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十二号）**（抄）

最終改正：令和四年厚生労働省令第八十二号

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| **第二章 一般的防止措置**  **（換気）**  **第五条**事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下。次項において同じ。）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。  **２**事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。  **３**事業者は、前二項の規定により換気が行われるときは、純酸素を使用してはならない。  **附　則**（令和四年厚生労働省令第八十二号）  **（施行期日）**  この省令は、令和五年四月一日から施行する。 | **第二章 一般的防止措置**  **(換気)**  **第五条**事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。  **２** 事業者は、前項の規定により換気するときは、純酸素を使用してはならない。 |